



生活福祉資金特例貸付のご案内

(緊急小口資金・総合支援資金・総合支援資金(再貸付))

～ 一時的に必要な生活費をお貸しします ～

休業された方向け(緊急小口資金)

- **貸付対象** 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ※生活保護世帯は対象外
- **貸付限度額** ※本資金の貸付は、10万円単位とする
原則として、一世帯につき一回10万円。
ただし、以下の場合は、一世帯につき20万円。
(1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
(2) 世帯員に要介護者がいる場合
(3) 世帯員が4人以上いる場合
(4) 世帯員に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
(5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
(6) 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合
- **据置期間** 貸付の日から1年以内
- **償還期限** 据置期間経過後2年以内
- **貸付利子・保証人** 無利子・不要

失業等された方向け(総合支援資金・総合支援資金(再貸付))

- **貸付対象** ※生活保護世帯は対象外
(1) 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(その他一定の条件あり)
(2) 再貸付については、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
- **貸付限度額**
(1) 2人以上：月20万円以内
(2) 単身：月15万円以内
 貸付期間：原則3か月以内(分割交付 1か月ごと)
- **据置期間** 貸付の日から1年以内
- **償還期限** 据置期間経過後10年以内
- **貸付利子・保証人** 無利子・不要

※貸付の申込みにあたっては、生活困窮者自立支援センターからの支援を受けることに同意することが必要となります。(生活困窮者自立支援センター専用番号：090-9410-1241)

貸付金の交付

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

申込に必要なもの

- 共通に必要な書類
 - ・ 減収や失業等の状況が確認できるもの（給与明細、通帳、離職票、廃業届 等）
 - ・ 振込可能な申込者本人名義の預金通帳、キャッシュカード
 - ・ 印鑑
- 緊急小口資金
 - ・ 本人及び住所の確認書類（運転免許証、健康保険証、住民票、障がい者手帳等） 等
- 総合支援資金
 - ・ 本人及び住所の確認書類
 - ① 住民票（世帯全員分）
 - ② 【緊急小口資金特例貸付決定通知書の写し】又は【運転免許証、健康保険証、障がい者手帳等】 等

※申込にあたり、複数回連絡していただく場合があります。また、必要に応じて追加の書類を求める場合がありますので、ご了承ください。

◆ 受付期間：2020年(令和2年)3月25日～2021年(令和3年)8月31日

※2021年(令和3年)8月31日（当日消印有効）

◆ 相談・申込受付時間：午前9時～午後4時（土曜、日曜、祝日は除く）

※受付時間外は受付できませんので、ご注意ください。

◆ 相談受付窓口：福山市にお住まいの方は、下記の専用ダイヤルへお問い合わせください

福山市社会福祉協議会

緊急小口資金・総合支援資金 特例貸付受付センター

① 090-2803-1331

② 090-4101-1332

③ 090-4103-1333

※ 現在、福山市では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご相談等につきましては、**原則、お電話でお受けいたします。**借入の要件を満たす方には、借入申込書をご自宅に郵送し提出も郵送で行っていただきます。

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細やかに配慮することとなっています（具体等は現在、厚生労働省で検討中です）

社会福祉法人 福山市社会福祉協議会
安心生活見まもりセンター

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11番22号 福山すこやかセンター内